

平成26年 5月 1日  
国土交通省東北地方整備局  
北上川下流河川事務所

『河川協力団体』指定証授与式を開催！  
～ 地域と一体となった河川管理を一層推進します ～

今後、河川管理のパートナーとして活動していただく河川協力団体の指定に関して、下記のとおり指定証の授与式を執り行うこととしましたので、お知らせ致します。

この制度は平成25年6月に創設された制度で、東北地方整備局が管理する河川（ダム）管理区間としては初めての指定となり、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実が図られるものと期待されます。

※平成25年6月の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設。  
※河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。当事務所管内では申請があった7団体（資料1参照）について、河川協力団体として指定されました。

記

1. 会 場 : 東北地方整備局 北上川下流河川事務所  
3階大会議室
2. 日 時 : 平成26年5月8日（木） 14時00分～15時00分
3. 内 容 : 授与式及び意見交換会
4. そ の 他 : 報道機関等の方々は、授与式までの参加となります。  
また、参加希望者は、事前に調査第二課（直通：0225-95-6505）まで連絡をお願いします。  
なお、東北地方の指定団体一覧は下記URLでダウンロード可能です。  
【東北地方整備局】<http://www.thr.mlit.go.jp/>  
河川協力団体制度については、資料2をご覧ください。

<発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ>

問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 宮城県石巻市蛇田字新下沼80 電話：0225-95-0194（代表） 技術担当副所長 佐藤 正明（内線205） 調査第二課長 佐々木 浩幸（内線361）

# 授与式会場案内図

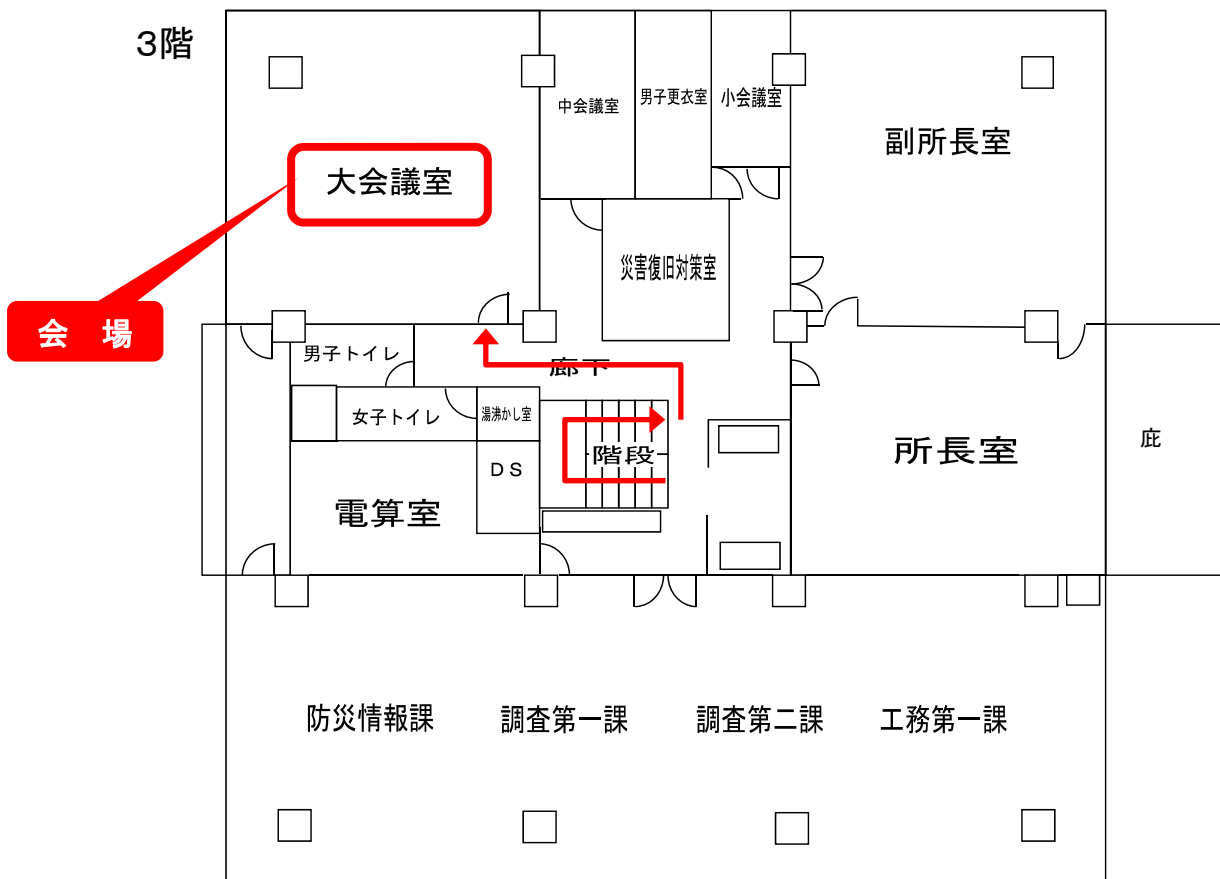
授与式は、北上川下流河川事務所 3階大会議室で実施します。



北上川下流河川事務所外観

## 交通アクセス

- ・ JR仙石線/陸前山下駅から徒歩で約10分
- ・ 三陸自動車道/石巻河南ICから車で約10分



# 河川協力団体 申請（指定）団体一覧

資料 1

（北上川下流河川事務所管内）

平成26年4月24日 指定

法人等の名称	所在地	活動可能範囲	
		水系名	河川名
石巻千石船の会	宮城県石巻市	北上川	北上川
			旧北上川
特定非営利活動法人 環境生態工学研究所	宮城県仙台市	北上川	北上川
			旧北上川
シーフレンド株式会社	宮城県石巻市	北上川	北上川
			旧北上川
舟運可能性調査会	宮城県石巻市	北上川	北上川
			旧北上川
とよま北上川かっぱの会	宮城県登米市	北上川	北上川
			旧北上川
特定非営利活動法人 ひたかみ水の里	宮城県石巻市	北上川	北上川
			旧北上川
水と緑の環境フォーラムものう	宮城県石巻市	北上川	北上川
			旧北上川

※指定番号順に記載

※活動可能範囲とは、「河川協力団体」ということを示して活動できる範囲であり、申請団体そのものの活動範囲ではありません。「河川協力団体」としての活動を行わない場合は、他の範囲でも活動ができます。

## ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

### ③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

### ⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。



# ■河川協力団体に指定されると？

## ◆許可等が簡素化されます

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ※・工事等の実施の承認       | ⇒ 河川法第20条                              |
| ・土地の占用の許可         | ⇒ 河川法第24条                              |
| ・土石以外の河川産出物の採取の許可 | ⇒ 河川法第25条後段                            |
| ・工作物の新築等の許可       | ⇒ 河川法第26条第1項                           |
| ・土地の掘削等の許可        | ⇒ 河川法第27条第1項                           |
| ・権利の譲渡の承認         | ⇒ 河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。） |

例) 現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

## ◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良